

平成24年(た)第1号

請求人 守 大 助

志田保夫、池田正行尋問の必要性について

2013年(平成25年)7月 日

仙台地方裁判所 第1刑事部 御 中

請求人代理人

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

外

1 再審請求人の事実取調請求

再審請求人は本件再審開始請求審の当初、志田保夫、池田正行、浜田寿美男を承認として取調ことを求める事実取調請求を行っている。しかし、同事実取調請求に対して何らの回答もなされていない。

本件再審申立に対する検察官の意見書が提出され、これに対する弁護人の反論がなされたが、これに対する検察官の再反論の予定はないと思量されるところ、再審請求人の求める証人尋問を行うよう求めるものである。

2 再審請求審における証人尋問について

再審請求審は職権主義手続であるとされている。しかし、職権主義手続であることから、再審請求審における証人尋問の採否が裁判所の自由裁量であると考えべきではない。この点最高裁判所は、証拠の採否については「合理的」裁量にゆだねられるとしており、全くの自由裁量でないとの判断を行っているからである(最高裁決定昭和28年11月24日)。

再審請求審において裁判所は、合理的な理由なく請求人の証人尋問請求を却下できないと言うべきである。

3 刑事裁判における鑑定人尋問の意味

鑑定は、もともと法律家の保有していない科学的知見を用いて事実認定に供する手続であるところ、鑑定に利用された、あるいはその際に考慮された事項の全てを鑑定書中で明らかにすることは事実上不可能である。また、法医学者と法律家のように専門分野を異にする場合、その分野ごとに思考の基本的な図式や方法に違いがあることも言うまでもない。そのため、一方には自

明の事実でも他方には説明を要する事項も少なくないが、このような事項の全てを鑑定書中で明らかにすることもできない。それ故、鑑定の意味を明確にするには、どうしても鑑定人の証人尋問を行って事情を明らかにする必要がある。

本件のような再審請求審においても同様である。さらに、本件再審請求審における争点は質量分析と医学鑑定のみなのである。争点が科学鑑定、医学鑑定のみである本件再審請求審において、鑑定人尋問が不可欠であることは論を待たない。

4 志田鑑定意見書、池田鑑定意見書における尋問の必要性

志田意見書、池田意見書が専門的知識、経験に基づく鑑定書であることに争いはない。このような鑑定書が新証拠として提出された場合、裁判官が当該鑑定書の記載だけから、鑑定書の意味するところを正確に理解できない場合が考えられる。前述の通り、質量分析学者や脳神経科医師に自明の事柄でも、法律家である裁判官としてはそのような認識を持たず、専門家において自明の事柄を認識しないまま判断する可能性があると思われるからである。本件のような専門的鑑定においては、このような可能性は相当程度高いものと考えべきである。

さらに、本件では、質量分析とミトコンドリア病メラスという極めて専門的な知識に基づく判断が要求されている。

このような事情から、志田鑑定意見書、池田鑑定意見書を正しく理解するためには、志田鑑定人、池田鑑定人の尋問は不可欠であり、その尋問請求を却下する合理的理由は認められない。

鑑定書の意味を正確に把握するために鑑定人の尋問を実施するよう要請するものである。

以 上